

# I 沿革

|          |                                                   |           |                                                     |
|----------|---------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------|
| 昭和31年    | 美術館建設の募金運動はじまる                                    | 昭和49年 3月  | 広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和49年 広島県教育委員会規則第4号）その他の職員の職      |
| 昭和38年 4月 | 調査費計上                                             | 昭和50年 4月  | 広島県立美術館条例一部改正（昭和50年 広島県条例第25号）施設使用料                 |
| 昭和39年 4月 | 設計委託料計上                                           | 昭和51年 4月  | 広島県立美術館条例一部改正（昭和51年 広島県条例第9号）入館料                    |
| 10月      | 建設促進委員会開催                                         | 昭和52年 2月  | 広島県美術展開催運営規則施行（昭和52年 広島県教育委員会規則第2号）                 |
| 昭和40年 4月 | 整地費など計上                                           | 昭和53年 10月 | 開館10周年記念展開催                                         |
| 昭和41年 5月 | 文部省社会教育施設整備費補助金の交付内定                              | 昭和54年 3月  | 開館10周年記念「広島県立美術館所蔵作品集」発刊                            |
| 12月      | 建設募金委員会発足                                         | 12月       | 収蔵庫拡張工事着工                                           |
| 昭和42年 1月 | 起工式挙行                                             | 昭和55年 2月  | 収蔵庫拡張工事完了                                           |
| 昭和43年 3月 | 旧館竣工                                              | 4月        | 定宗一宏館長（非常勤）任命                                       |
| 4月       | 広島県立美術館条例施行（昭和43年 広島県条例第20号）                      | 10月       | 広島県立美術館条例一部改正（昭和55年 広島県条例第19号）施設使用料                 |
|          | 広島県立美術館管理運営規則施行（昭和43年 広島県教育委員会規則第1号）              | 昭和56年 4月  | 広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和55年 広島県教育委員会規則第10号）             |
|          | 加藤豊館長（常勤）任命                                       |           | 広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和56年 広島県教育委員会規則第5号）課の名称変更・入館料の免除 |
| 6月       | 広島県立美術館協議会条例施行（昭和43年 広島県条例第38号）                   |           | 広島県立美術館美術品等取得基金条例施行（昭和56年 広島県条例第5号 基金額1億円）          |
| 7月       | 広島県立美術館協力会結成                                      |           | 広島県美術品等取得基金運用規定制定                                   |
| 9月       | 広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和43年 広島県教育委員会規則第13号）分掌事務       |           | 美術品等収集委員会設置要領制定                                     |
| 21日      | 落成式挙行                                             |           | 定宗館長辞職                                              |
| 22日      | 旧館開館                                              |           | 広島県立美術館条例一部改正（昭和57年 広島県条例第10号）入館料・施設使用料             |
| 10月      | 広島県立美術館美術品収集要領制定                                  |           | 阿川静明館長（非常勤）任命                                       |
| 12月      | 広島県立美術館展示施設運営要領制定                                 |           | 縮景園入園窓口を設置                                          |
| 昭和44年 4月 | 広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和44年 広島県教育委員会規則第2号）職員の職・職員の職務  |           | 阿川館長辞職                                              |
|          | 館蔵品常設展開設                                          |           | 赤木博典館長（常勤）任命                                        |
| 昭和46年 4月 | 宮地貫一館長事務取扱任命                                      |           | 事務局職員による県立美術館整備計画検討会議を設置                            |
| 昭和47年 1月 | 広島県立美術館友の会発足                                      |           | 渋谷文庫開設                                              |
| 5月       | 浜本正弘館長事務取扱任命                                      |           | 県立美術館整備計画検討会議、整備構想案をまとめる                            |
| 6月       | 佐々木司郎館長事務取扱任命                                     |           | 赤木館長辞職                                              |
| 8月       | 広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和47年 広島県教育委員会規則第11号）職員の職       |           | 吉岡典威館長（兼務）任命                                        |
|          | 羽白幸雄館長（非常勤）任命                                     |           | 県教育委員会、広島県立美術館整備構想検討委員会を設置、委員8名を委嘱                  |
| 11月      | 開館5周年記念「広島県立美術館所蔵作品集」発刊                           |           | 菅川健二館長（兼務）任命                                        |
| 昭和48年 6月 | 広島県立美術館条例一部改正（昭和48年 広島県条例第30号）                    |           | 広島県立美術館条例一部改正（昭和63年 広島県条例第7号）入館料・施設使用料              |
|          | 広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和48年 広島県教育委員会規則第14号）補助職員の職及び職務 |           |                                                     |
| 10月      | 広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和48年 広島県教育委員会規則第19号）職員の職等      |           |                                                     |

|        |                                                                               |                                                                  |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
|        | 広島県立美術館美術品等取得基金、1億円を増額（基金額2億円）                                                | 平成8年1月 事務所を新館に移転                                                 |
| 11月    | 広島県立美術館整備構想検討委員会、整備構想をまとめ県教育委員会に答申                                            | 4月1日 木曾功館長（兼務）就任                                                 |
| 平成元年3月 | さとこ文庫開設                                                                       | 7月1日 平山郁夫名誉館長就任                                                  |
| 5月     | 広島県立美術館整備基金計画検討委員会を設置、委員18名を委嘱（座長 橋口収県商工会議所連合会会長）                             | 5日 広島県立美術館条例施行（平成8年 広島県条例第16号）入館料・施設使用料                          |
| 7月     | 広島県立美術館美術品等収集評価委員会を設置、委員6名を委嘱                                                 | 22日 広島県立美術館管理運営規則一部改定（平成8年 広島県教育委員会規則第9号）施設使用料                   |
| 平成2年4月 | 広島県立美術館美術品等取得基金、5億円を増額（基金額7億円）                                                | 10月5日 新館開館記念式挙行                                                  |
| 12月    | 知事、県議会本会議において「新美術館は隣接する縮景園の景観を損なうことなく、両施設の一体化を図った文化ゾーンの一環として一体的に整備する必要がある」と答弁 | 6日 新館開館                                                          |
| 平成3年2月 | 知事、県議会本会議において「基金設計に着手する」ことを提案                                                 | 広島県立美術館美術品等取得基金、5億円を増額（基金額50億円）                                  |
| 3月     | 県議会、平成3年度予算案（基本設計予算）を可決                                                       | 平成9年3月26日 広島県立美術館条例施行（平成9年 広島県条例第3号）入館料・施設使用料                    |
| 4月     | 広島県立美術館整備基本計画まとまる<br>美術品等特別収集に着手                                              | 4月1日 広島県立美術館管理運営規則（平成9年 広島県教育委員会規則第6号）全面改定                       |
| 平成4年7月 | 広島県立美術館美術品等取得基金、3億円を増額（基金額10億円）                                               | 平成10年3月24日 広島県立美術館条例施行（平成10年 広島県条例第5号）入館料等の納付                    |
| 9月     | 施設利用業務休止。館蔵品常設展示室休室閉館記念式典挙行                                                   | 24日 広島県立美術館管理運営規則一部改正（平成10年 広島県教育委員会規則第4号）                       |
| 10月    | 事務所を広島市西区観音新町四丁目9-43に移転、仮事務所とする                                               | 7月1日 辰野裕一館長（兼務）就任                                                |
|        | 旧県立図書館及び旧県立美術館の解体工事に着手                                                        | 平成12年2月1日 広島県立美術館美術品等収集評価委員会設置要領一部改正                             |
|        | 広島県立美術館美術品等取得基金、10億円を増額（基金額20億円）                                              | 平成13年3月26日 広島県博物館協議会条例施行（平成13年 広島県条例第3号）広島県美術館協議会条例廃止            |
| 平成5年3月 | 解体工事、整地完了                                                                     | 29日 広島県立美術館管理運営規則一部改正（平成12年 広島県教育委員会規則第5号）入館料等の減免                |
| 4月     | 新館建築工事安全祈願祭が挙行され、工事に着手                                                        | 7月10日 常盤豊館長（兼務）就任                                                |
| 12月    | 久保信保館長（兼務）任命                                                                  | 10月22日 広島県立美術館管理運営規則一部改正（平成13年 広島県教育委員会規則第7号）入館料の減免              |
|        | 寺脇研館長（兼務）任命                                                                   | 12月20日 平山郁夫名誉館長辞任                                                |
| 平成6年5月 | 広島県立美術館美術品等取得基金、10億円を増額（基金額30億円）                                              | 平成14年3月25日 広島県立美術館条例一部改正（平成14年 広島県条例第18号）小・中・高校生の無料化             |
|        | 事務所を西区観音新町から広島市中区八丁堀3-2幟会館（2階）に移転                                             | 4月1日 広島県立美術館管理運営規則一部改正（平成14年 広島県教育委員会規則第10号）開館時間の変更              |
|        | 広島県立美術館美術品等取得基金、10億円を増額（基金額40億円）                                              | 平成16年7月1日 関靖直館長（兼務）就任                                            |
| 平成7年4月 | 常廣泰登館長（専任）任命                                                                  | 平成17年12月20日 広島県立美術館条例一部改正（平成17年 広島県条例第57号）展示施設等の利用許可の条件、取消し等及び制限 |
|        | 広島県立美術館美術品等取得基金、5億円を増額（基金額45億円）                                               | 広島県立美術館管理運営規則一部改正（平成17年 広島県教育委員会規則第16号）開館時間表記の改正及び条例改正に伴う改正      |
| 12月    | 新館竣工                                                                          | 新館鍵引渡し式を挙行                                                       |